

公開学習会（PART 26）

「検察とメディア」

講師 三井 環（元大阪高等検察庁公安部長）

日時 2013年1月20日（日）

会場 カトリック清瀬教会

主催 無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

共催 カトリック東京教区正義と平和委員会

会場のみなさん、こんにちは。インターネットを見ておられる全国のみなさん、こんにちは。「市民連帯の会」代表、元大阪高検公安部長の三井環です。よろしくお願ひ致します。本日は、袴田巖さんを支援する方がほとんどだろうと思います。実は二年位前に静岡県で袴田さんを支援する会の依頼を受けまして、清水市で話をしたことがあります。その際に事件現場を案内していただきました。犯行現場があります木造二階建ての家屋がまだ残っていましたが、線路を挟んで、味噌樽工場はこれはもう何もありませんでした。私なりにこの袴田事件をどういうふうに見ておるか、若干お話ししたいと思います。みなさんの方が良く知っておられるかもしれません。間違いの部分があるかもしれません。

この事件は今から四六年前ですか、午前二時頃に火事が出ましてね、犯行現場から。そして味噌樽工場の専務夫婦二人、それから一七歳の女の子、一四歳の男の子、四人が焼けただれて発見された。これが発端です。四人の刺し傷を見ますとね、四五、六か所あったということのようです。そして、こういう事件が発生しますとね、警察がどういう行動をとるかといいますと、県警本部の方から静岡地検次席検事に連絡があります。午前二時であろうと何時であろうと連絡があります。そして、次席検事が主任検事を指名する。放火と強盗殺人事件ですので、犯人も発見されてませんので、当然主任検事は現場に行ったと思われれます。警察主導でね、捜索ガサが行われる。どういう目的でやる

かという、犯人となりうる何かないか、あるいはブツがないか、そういう観点で捜索するわけです。犯人が見つかってないから徹底的に捜索します。そして、後からお話ししますがね、犯行時に着ていたという、いわゆる着衣、これがね、一年後に味噌樽の中から発見されるんですよ、五点ね。下着類五点（上着と下着両方です）。徹底的に捜索されてきたはずなんですよ。いい加減な捜索ではありません、犯人が発見されてないんですから。ところがね、一年経って後にね、衣類五点、これが血痕が付着している衣類が発見される。これがね、袴田さんが犯行時着用した着衣であるというようなことを言って、検察側はね—それは起訴の後ですよ、だいたいね—立証するわけです。普通逮捕すると警察が四八時間ですね、四八時間以内に送検します。で、最初、検事の方が一〇日間勾留を請求します。さらに一〇日間で二〇日間勾留されるわけです。警察の四八時間入れると、二二日間勾留されます。袴田さんはね、ずっと頑強に否認してました。一日一二時間の取り調べ、最大で一六時間取り調べがあったということのようです。二、三人の刑事がね、殴る蹴るなどの暴行を加えて、そういう状況下で一九日目に自白して、それから何通もの調書ができ上がるわけです。全部で検事調書入れると四五通のようですけども。そして問題はね、一審の裁判官は、警察の調書は信用おけないと、任意性がないのでね。まあ暴行、脅迫等加えてとられた調書ですから、ないと言ってね、その証拠は却下したんですよ。だから裁判官の目には触れてないんです。ところがね、検事調書、これについてはね、任意性があるとして証拠採用したんですよ。どういう点でね、任意性があるかということをやったかというね。主任検事、調べたんですね。検事が、「ここはね警察とは違うんだ」と、「本当の話をしてくれ」というようなことを言って、それが調書に書いているらしいんですよ。それを裁判官、信用したんですよ。内容はほとんど同じらしいんですよ、警察の調書とね。そこを信用した。それはね。私、検事二九年やりました。検事の常套手段なんですよ。警察の調書と検事調書を分断するんです。分断ね。もし警察の調書が証拠採用されなかった場合は、検事調書だけで持たそうというのが、以前ずーっとやってきた、私もやってきました。特にね、現金による買収事件（公職選挙法違反）とか、現金による贈収

賄事件とか、そういう手法を使うんですよ。あるいはね、検事調書の読み聞かせをしますよね。そして一番最後に、事件とはほとんど関係ないことなんですよ。「今読んで貰いましたけれども、この点だけが違うんですよ」と、そこの調書作るんですよ、署名させずに。「記名読み聞かせてもらいました。この点だけは違います」ということで、そこ調書作るんです。そうするとね、この作ったこれは、犯罪事実に、何にも関係ないですよ。しかし、そういう調書ができ上がると裁判官はどう思いますか？ 他のも全部真実だと思うんですよ。そういう手法を使ってくる。みんなやってきた。検事は。裁判官は捜査経験ないから知らない。まあ、あと三日（袴田さんが）頑張れば起訴できませんからね。しかしまあ、**一九日目**に自白した。それも虚偽の自白ですよ。裁判官に捜査経験があるならば、検事の作文です。ここは警察ではない。検事ですよと、そこが作文なんです、それを信用してしまった。ここがこれの大きなポイントですね、袴田事件は。裁判官の経験不足、というより経験ないからしょうがないよね。検事に騙されとるんですよ。他に証拠が何かありますか？ 検事側がくり小刀ね、それが凶器だと言っておるようですけども、何かサヤのないくり小刀らしいんですけどね。まあ先が一センチ位折り曲がっておったらしいですが。そんなものでね、四五回も六回もね刺してみなさいよ。ツバがないんですよ。当然犯人のここ（手の甲）に大きな傷が残りますよ。まあ袴田さんも事件発生**四九日後**に逮捕されるんですけども。**四九日**経っても、それだけ刺したんですよ、何らかの傷が残っているはずですよ。どうもないようですね。で、一年後に味噌樽から発見されたズボンとかね、パンツとかステテコとか、まあ血液が付いておるようですけども、何かズボンはね、はけないらしいんですよ。袴田さんにはかかせてみてもはけないらしいんですよ、小さくて。今、**DNA**鑑定ですか、それがなされておるようですけども、そこで鑑定の結果一致しなかったり、あるいは袴田さんのDNAが出なかったりすれば、布川事件とかね、それと同じ結果になりますね。飯塚事件というのがありましてね。これは福岡の飯塚、これもね布川事件と同じように、**DNA**鑑定—もう死刑執行されたんですよ—をやるようですけども、同じ内容です、布川事件と。もしね、**DNA**鑑定でマイナスが出てみなさい

よ。死刑執行されていますよ、どうするんですか。袴田さんが、いま四六年ぐらいですか、閉じ込められていますよね。精神的にも相当ダメージ受けとるようですけども。そらそうでしょう。四六年間も犯人ではない人が、閉じ込められてみなさいよ、そりゃ頭狂いますよ。狂わない方がおかしい。袴田さんの弁護団の一人も来られておるようですけども（菊田先生のこと？ 菊田先生は弁護団ではありません）、まあ説明の中に間違いがあるかもしれません。しかし私、現場を見ましてね、記録も若干読みまして、この事件は一〇〇%無罪ですよ。警察と検事と裁判官が作り上げた犯罪ですよ、これははっきり言って。裁判官の一人は、一審の裁判官はですね、最近になって合議の内容をね、公にしたらしい。自分は無罪だと思った。あと二人の裁判官が有罪ということで、二対一で有罪の判決文を書いたんだというようなことを言ってますよね。その人が判決文を起案したんですからね。裁判官というのは、憲法と良心だけに拘束されるんですよ。無罪だと思ったらもうその段階で辞めたらええんですよ、はっきり言って。あまり私はこういう人、評価していないんですよ。判決文を書く段階で辞めればいいんですよ。判決文書いていきなり死刑に判決して、それが今になってそんなこと言って。最近あの「BOX（袴田事件 命とは）」っていう映画、私観ましたけども、そこにも出てきますよね。裁判官そういうものなんです。無罪心証を自分はずかんだが、他の意見と対立する。二対一でそれで死刑判決書くような裁判官ではつまらんですよ。まあみなさんの中で、その裁判官、名前誰だったかな、忘れちゃったけども、好感持っておられる方もおられるかもしれません。しかし私はそういう考えを持っています。袴田事件は検事調書に任意性があったと裁判官が判断した。そこが最大のポイントです。検事調書に任意性がないと判断したら、どこにも証拠がないんですから無罪ですよ。常識的に考えたらわかる。警察の調書入れて全部で四五通、調書がある。内容はみんな同じ、犯行状況はみんな同じ。警察の調書に任意性がないならこちらもないですよ。そう考えますよ、普通ね。それを検事の作文にだまされた。

取り調べの全面可視化。これが当時あればね、袴田さん事件はありませんでした。取り調べの可視化というのは、取調室にテープ、撮影

したテープで取り調べ状況を全部わかるようにするのが可視化ですよ。二、三人が寄ってたかって殴ったり、蹴ったりしたらね、それこそカメラがまわっとるんですよ、できませんよ。そういう可視化がないから、そういう調べがなされるんです。ところが民主党が野党時代には可視化法案を提出しましたよね。自民党の党の反対で成立しませんでしたけども。どういうことですか。民主党が政権とって、可視化もようやらないじゃないですか。議員立法でいくらでもできるんですよ。こういうもんですね、政治家というものは。野党時代は法案まで提出したけども、自分が政権とったら何もやらないんじゃないかね。法務官僚に頭なでられてね。この可視化は絶対成立させにやいけない、今後。やはり**日本弁護士連合会**とか、声をあげて上げてもらわないとね。可視化だけじゃ駄目なんですよ。

あとね、押収品目録の全面開示ね。押収品っていうのは、警察や検察庁が押収しますよね。番号ふって、一二三四…とずっとね、たとえば一が日記帳とかね、二は出納帳とかね。その全面開示が必要なんですよ。どういうブツが押収されたか、弁護人はわかりません、もちろん裁判官にはわかりません。この典型的な例がね、だいぶ昔の事件で松川事件、列車転覆ですよ。多くの死傷者がでました。一〇人以上が起訴されました。一審では、四～五人が死刑判決ですか？ ところがね、**最高裁**になって「諏訪メモ」っていうのが出てきたんですよ。その押収品目にあるブツですよ。列車転覆した当時は全員があるところで集会しとったというそのメモなんですよ。**差し戻し審**で全部無罪になったんですから。死刑が全部無罪になりましたよ。

そして、残（ざん）記録の全面開示。残記録というのは、検事は捜査したいろいろな記録を裁判所に提出する分と提出しない分を寄り分けるわけですよ。その提出しない記録、これを残記録と言います。これは検事のロッカーに保管されます。これも弁護人も閲覧は出来ませんし、何がどんな記録があるか分からない。もちろん裁判官も分かりません。この全面開示が必要なんですよ。これはね、財田川事件、高松の。再審段階になって、ある捜査記録が開示された、それによって再審無罪になったんですよ。こういうのは数えきれんほどあるんです。だから三点セット。全面可視化が一点、二点目が押収品目録の全面開

示、三点目が残記録の全面開示。この三点セットの法案が成立すれば、えん罪なくなります。

可視化の方はね、莫大に費用がかかる。ところが押収品目録、残記録というのは予算は一円もいらないうですよ、そういう法案が成立したらそれでいいんですよ。だから弁護人は押収品目録を見ることが出来る。その押収品目録を見ましてね、「あ、この番号何番のこれを見せてください」と。そしたら見せなきゃいかん。残記録もそうですよ。残記録をぜんぶ開示してくれと。今ね、証拠開示ということで昔から弁護人と検事が攻防を繰り返してきておるわけだけども、裁判官はほとんど以前は認めなかったんですよ。だから検事の言う通り。開示命令もしないですよ。結局しないんですよ、普通ね。少しだんだん最近変わってきたようですけどもね。それじゃ法案で決めなさいよ！残記録と押収品目録の全面開示という法案作ればいいじゃないですか。誰が困るんですか？ 検事が困りますか？ 国の予算で押収したものですよ、作った記録ですよ。こういうね、ずーっと検事による証拠隠しというのが行なわれてきたんですよ。そのブツを出せば死刑が無罪になるんですよ。そういうのを隠してきた。

それは袴田事件でも押収品目録ぜんぶ開示されていないと思うし、残記録もぜんぶ開示されてはいないと思いますよ。すべてを見て検討すればいいことでしょう。何もね、裁判というのは、検事の方はどうしても有罪にしたいというのがあるかもしれないけども、自分がわかってんですよ、そういう証拠があることは。松川事件もそうですよ。何で出さないんですか。公僕の公益代表者ですよ検事はね。そういうこと忘れています。別にね、真相さえ追及すればそれでいいんですよ、検事の仕事は。結論がどうなろうとね。情けない世の中ですね、ハッキリ言って。海外では韓国でも全面可視化がなされておる。ヨーロッパでも押収品目録を出させますよ。残記録もぜんぶ開示する時がありますよ。こういうことでね、無実の人が死刑判決受けて四〇何年もぶち込まれる。袴田さんは三〇才で逮捕されましたよね。もう七五過ぎとるでしょう。もうすべてダメですよ。仮に再審で無罪になっても、名誉は回復されます。人生ダメです。誰がそういうことにしたんですか。布川事件でも再審無罪になっても、だーれも責任とらんじゃない

ですか。検事も裁判官も責任とらない。また、そういう責任をとってくれというようなマスコミの報道は一切ありません。

私、いま市民連帯の会という任意の団体を作っております。これはね、全面可視化、そういうことの運動、えん罪者を救う運動。それから私が以前から取り組んでおる、法務検察の裏金問題を謝罪させて完全になくす運動等をやっております。清水で講演した時にも、静岡県多くの弁護士とお会いしましたし、袴田さんのお姉さんだったですか、何度かお会い致しました。袴田事件は、国会議員等で支援する団体もできておるようすし、海外の方にも発信しておるようすし。ただね、再審というのは新たな証拠が発見されないとダメなんですけども。そしてもう一つはね、やっぱり裁判官は世間の動きというのを、それをやっぱり感じるんですよ。多くの団体が支援すれば、また違うんですよ。まあ法律面は弁護士何人もついておるわけだから任す。で、多くの方が声を上げることですね。

今度は話を変えまして、例の村木厚子事件。もう新聞等でいろいろ報道されて、知識のある方も多いかと思えますけども、検察内部の手続き、これは知らない人が多いんですよ、マスコミも国会議員も知らないんですよ。高級官僚とかね国会議員とか知事とかね、そういう人を逮捕する場合にはね、上級庁と事前協議が必要なんです。ですから村木厚子事件を例にとりますとね、大阪地検が大阪高検と最高検に、逮捕する場合には事前に協議するわけです。どういう形でやるかと言うと、まず大阪地検で主任検事が事件をまとめて報告します。で、質疑応答して逮捕OKと、あの場合出たわけですよ。で、検事正名義で、高検にまた逮捕をしたいという資料送るんですよ。で、高検にはまた主任検事とか特捜部長が行って説明するんですよ。で、高検でまたOKを出した、あの事件は。で、最高検-これは総長は樋渡(ひわた)り)ですよ-そこに書類ぜんぶ送るんですよ。そしてあの事件は樋渡検事総長、OK出しました。OKが出るとね、大阪高検検事長あてにね、「現状通り処分されたい」という文書がくるんですよ。「現状通り」というのは逮捕したいという意味ですから、「逮捕OKです」という文書がくるんです。さらに大阪高検から大阪地検の検事正あてに同じよう

な文書がくるんですよ。それで初めて大阪地検が逮捕出来るんです。別に大阪地検が独自で逮捕したわけじゃないんです。そういう内部の手続きを知らない人が多い、いやほとんど知りませんよ。

あの事件はね、石井一・民主党の副代表の議員案件として捜査が進められたんですよ。どういうことかと言うとね、石井一の昔、私設秘書だった倉沢がニセの証明書を作って欲しいということ、石井議員に依頼します。これはね、検察のストーリーによると、二月二五日、議員会館に行って依頼するわけですよ。そして石井議員が厚生労働省の塩田部長に電話で指示する。で、塩田部長が村木さんにまた指示する。そして村木さんが係長の上村だったですか、それに指示すると。そういう流れでウソの証明書が発行された、というストーリーを作ったんですよ。ところがね、議員案件であるのに、石井一議員の調べを起訴前にしてないんですよ。そんな捜査ないでしょう。大阪地検の方は石井一を調べたいということ、高検を通じて樋渡に話をしていますよ。樋渡はOKしなかったんです。何故かと言うと、その年の三月に小沢議員の公設秘書、大久保だったですか、それを政治資金規正法違反事件で逮捕起訴しまして、これで大きな批判を受けました、検察は。何故かと言うとね、もうその当時はいつ衆議院が解散されてもおかしくない時期だったんです。検察内部の鉄則として、「選挙に影響を及ぼす時期には強制捜査はしない」という、そういう鉄則があるんですよ。それを破ってまで逮捕した、起訴してる。これはね、検事総長の判断ではありません。断定して言える。その事件だけ、そういう一〇年間の鉄則を破って逮捕しません。最近わかったことですけどね、当時の法務大臣の森英介、これが指揮権を発動したと言われる。「大久保秘書を逮捕しなさい」という指揮権ですよ。当時の麻生内閣は支持率が一〇%ですよ。もがいていたんでしょうね。小沢議員の公設秘書を逮捕することによって、民主党の票が減ると思ったんでしょうね、たぶん。確かに減りましたね、起訴直後の世論調査では減りましたよ。そういうね、大久保秘書を逮捕した時に、大きな批判を受けたんです、検察は。それから、四、五、六…三ヶ月目ですよ、石井議員の案件事件は、村木厚子事件は。また民主党の石井議員を調べることによって、批判をすることを恐れたんですよ。それ以外には考えられないん



です。こんな初歩的なミスはない。当然、逮捕する前に調べなければいけません。石井議員はね、村木厚子もね。調べておったならば、村木さんは逮捕されなかった。と言うのは起訴された後の九月に、例の前田主任検事が石井さんを調べとるんですよ。そしたら、問題の二月二五日は新聞でも報道されてますけども、成田の方にゴルフに行っている。手帳にもゴルフ場で裏とっても、ゴルフに行ってます。物理的に、「凜(りん)の会」の倉沢と会うこと出来ません。だから九月の石井議員を調べた段階で、この案件はもう潰れたんですよ。そうでしょう？ 石井議員、議員案件ですから、こういう筋書きですからね。これがゴルフに行っとるんだから、倉沢が話すこと出来ない。潰れたんですよ。しかし前田検事は調書も作らずに、それを伏せましたね。いや前田検事だけじゃないですよ。大阪地検も伏せました。高検もね、最高検もね、石井議員を調べたら全部報告いくんですよ、どういう内容だったかと。伏せましたよ。これも大きな隠ぺい体質なんです。

そして年が明けて一月に、まとも石井議員の議員案件だということで冒頭陳述をしたんですよ。で、その後、石井議員の証人尋問とかね、係長の証人尋問とか、労働部長の塩田さんの証人尋問とかで、ぜんぶ崩れましたね。九月に潰れとったんですよ。もうぜんぶ潰れて証拠もないのにね、懲役一年六ヶ月だったですか、求刑したのはね。本来であれば無罪論告すべきなんですよ。証拠ないんだから、共謀の。共謀っていうのは上村係長と村木さんとの共謀ね。それから厚生労働省の塩田部長との共謀ね。ぜんぶ潰れて、ない。そして前田主任検事がフロッピーディスクを改ざんした、ということが明らかになりました。どういう意味で改ざんしたかと言うと、フロッピーの原簿には**六月一日**になっとるんですよ。村木さんから指示があって、ニセの証明書作った日付が**六月一日**。それではね、虚構のウソに合わないんですよ。そこでね、**六月の八日**フロッピーディスクを作ったことにしてしまっただけですよ、改ざんして。まあこれは逮捕されて彼、実刑くらいでしたがね。その前田という犯人を隠ぺいしたとして、佐賀副部長と大坪弘道(特捜部長)、逮捕勾留、起訴されました。一審はやっぱり有罪になりました。まだ控訴審、継続してますけども。こういうことをやるんです。事件が検事の見栄で作られたんですよ、ウソの事件

が。実はね、余談ですけども、大坪弘道という男はね、私の事件-当時、特捜部におったんですよ-やった男なんです。まあ詳しいことは話しても腹が立つだけやからね。

小沢一郎事件、ちょっと触れますけどね。検察では嫌疑不十分になりました。検察審査会の法律が改正されて、強制起訴が出来る制度ができ上がった。二回、検察審査会の方で起訴相当と議決すれば、強制起訴が出来るようになった。これを利用しましたね、東京地検特捜部は。内部では嫌疑不十分で起訴出来なかった。どうしてもね、起訴したかったんでしょ特捜部は。検察審査会を利用しようとした。どういうことかと言いますとね、東京地検特捜部の田代検事は、ウソの報告書を作りました。ウソと言うのは、小沢議員の指示、了解を得てやったという内容なんです。「小沢と共謀がある」と言ってね。そして検察審査会に対して、そのウソの報告書も資料・証拠として提出されたんですよ。検察審査会11人。記録見たら、五人の連中に共謀があるじゃないかと。小沢議員でさえね、自分の事件の最終陳述で、「私でもこういう書類だったら、起訴相当の議決をしたでしょうね」とまで言ってる。そこで強制起訴された。一審も無罪、二審も無罪だったですね、確定しました。自分の意図を達成するためにはウソの報告書まで作る。そんなことが許される世の中だったら困りますよ。彼は依願退職しましたよ。本来なら逮捕勾留されないといけませんよ、虚偽公文書作成、同行使罪でね。そして東京地検の特捜部長、副部長、次席検事もぜんぶ処分を受けないといけませんよ。彼一人に責任をなすり付けましたね、田代検事にね。減俸三ヶ月の依願退職ですよ。依願退職すれば退職金も全部もらえますよ。田代検事のやったことに対してね、大手新聞はほとんど書いてません。週刊誌がわずか、そこにスポット当てて書いておるのはね、いかに大手マスコミが検察を恐れているか。

まあ他にも裏金問題ちょっと話しますけれども。国会議員もいかに検察を恐れているか。そういう見方で見てみればわかってきますよ。検察の最大の汚点というのはね、平成一三年の一〇月末の出来事なんです。当時の大阪地検の検事正の加納という、これ裏金問題で刑事告発されてましたよ。週刊文春、週刊朝日が大々的に報道しました。そ

のネタ元、私ですけどね。当時、法務大臣は森山眞弓。法務省は加納を福岡高検検事長に上申したんですよ、眞弓に。しかし森山の方は、告発されておるんで難色を示したんです。万が一それが事実なら一当時、小泉ですね一小泉内閣にも影響を与えかねません。上申に対してずっと難色を示して、法務省は内示が出来ないでいたんですよ。そのようなときに、原田明夫という当時の検事総長は何したかと言うと、以前の法務大臣、後藤田正晴一もう亡くなりましたけども一、そこに原田検事総長と当時の事務次官の松尾、それから刑事局長の古田一いま最高裁の判事ですよ一が泣きついたんです。「このままでは検察が潰れます」。潰れると言うのはね、裏金問題が公になったら、当時の現職の幹部検事約七〇名、懲戒免職です。国民から刑事告発出ます。使った金は返さなければならぬ。さあそうなれば一時マヒしますよ、検察の機能が。そのことを言うんですけどね。で、泣きついて結果的には小泉内閣が了解している。で、加納は福岡高検検事長に栄転したんですよ。これをね、後藤田さんはその後「けもの道」と名付けた、獣道。まあ人が通ってはいかん道という意味でしょう。

小泉内閣に対してね、法務検察は最大の弱点-裏金問題-をつかまれたんです。それからの政権に対する捜査、『「権力」に操られる検察』にも書いてますけどね、日歯連事件とかね、もうどうしようもない。もう日歯連事件っていうのは、一〇年以上も前の事件。赤坂の高級料亭でね、日本歯科医師会の会長がね、一億円の小切手を渡したという事件なんですよ。そこには橋本元総理、青木元参議院の幹事長、野中広務元自民党幹事長、三人おったんですよ。一億円の小切手をもって、政治資金収支報告書には記載せずに、裏に回したんですよ、裏に。これがそうだとすれば、当時国会では診療報酬の論議が盛んに行なわれとったんです。で、参議院選挙が間近に迫っておったんです。その一億円の小切手というのは場合によっては、「診療報酬をちゃんとしてくれ」という謝礼かもしれないんです。そうしたら贈収賄事件ですよ。あるいは選挙のカネかもしれない。そうすれば公職選挙法違反事件ですよ。そういう捜査を一切しなかったんですよ。そして結論的には、もう国会議員を辞めた村岡さんというのをね、在宅起訴して終わらせましたよ。現場にいた橋本、青木、野中、ぜんぶ不起訴ですよ。

橋本さん、どう言ったと思います？ 一億円の小切手もらっておきながら、「記憶はありません」。それで通っておるんですよ、それで調べは終わってるんですよ。どういうそんな捜査をしたのか。これはね、**平成一四年**の三月の末ごろに-まだ私、逮捕される前ですけども-野中・京都の事務所の秘書から電話があって、京都駅前の新都ホテルで野中広務さんと会ったんですよ、裏金問題で。そこにまだ事務所があった、当時は。今はありませんよ。で、一対で一時間くらい話しましたよ、裏金問題を。彼は十分知っておるんですよ。もちろん、「けもの道」、知ってますよ。それで取り引きしたとしか思えない、起訴を免れたのはね。捜査を一切していないんだから。で、村岡さんだけがもう国会議員辞めてますんでね、裏金問題も情報入らんですよ、起訴されたら。

こういうことがね、裏では行なわれておる。多くの人は、国民は知らない。マスコミは知っておっても書かない。NHKに至っては裏金の「う」の字も報道しませんよ。寸借詐欺や万引きを報道してもね、年間七億円に上るね、巨悪犯罪を報道しないですよ。まあ検察の最高幹部が犯罪を犯してもね、日本ではね、取り調べる機関がありません。まあそういう犯罪をね、取り調べる機関、そういうのは立法化が必要だと思えますね、アメリカのようにね。いま言っても、裏金問題は知らぬ存ぜぬですよ。鈴木宗男議員とか保坂展人議員とかが法務委員会で追及しましたよ。知らぬ存ぜぬ。そして「けもの道」の後に、どういう記者会見したか。原田検事総長と森山眞弓が、「裏金問題は、そもそも存在しません」と。「ないです」と。記者会見まで大ウソついた、国民に対して。これが最大の隠ぺいですよ、そこにね。多くの国民がね、裏金問題知らないのはね、大手マスコミが報道しないからです。週刊誌はね、ある程度報道するけどね。そのために、多くの国民は知らないんですよ。

どうでしょうかね。ただね、普通の事件はね、ちゃんと処理してるんですよ。ま、こういう大きな事件になると、いろいろなことを考えてね。まあ、村木厚子事件でね、ああいうことになったので、裁判官も少し頭が変わってくるかもしれませんね。今まではね、検事が取った調書-これは検面調書と言うんですけども-それを全面的に信用して

きたんですよ。検面調書と違うことを法廷で言っても、取り上げなかったんですよ。だから特捜事件はね、検面調書さえ上手ければ、これウソでも何でもいいんですよ、上手ければ勝ちだとふむんですよ。だから無理なことしゃべらせてやってくるわけ。裁判官の責任でしょ。自分の法廷で言ったことを信用しないんだから、じゃもう法廷開く必要ないじゃないですか。検面調書の方を信用するんだから。まあそういう意味では村木厚子事件はね、「ああ、こんなこともやっ取るのか」と、「ディスクまで改ざんしておるのか」と、わかったはずですよ。まあ少し意識を変えてもらわないとね、裁判官のね。袴田事件はさっき話したように、検面調書を信用したんですよ、つまらん作文で。しかしまあ村木事件ももう年月が過ぎますとね、また忘れてきますよ、みんな裁判官も。で、また元に戻りますよ。そのためには、どうしても可視化が必要。一人のえん罪被害者も作ったらダメです。死刑事件だけじゃありません。確かにね、可視化しますとね、調べる方が調べにくくなりますよ。そりゃ脅しも出来ないんだから。村木事件では係長が、保釈をさせないという理由でウソの調書を作成したんだから。厚生労働部長の塩田さん、これは逮捕するぞ！と脅して作成したんだから。そういうことが出来なくなる。だから被疑者だけではなくして、参考人も全部可視化せねばダメ。で、あと二点話した通りね、それが成立すればなくなりますよ。どうですか？ 声を上げようじゃないですか。ね、みなさん。国会議員がようやらんってなったら、国民が声をあげましょうよ。国会議員相手にしたってダメですよ、一票にもならない、こんなもんやってもね。

もう少しね、また元にかえるけれども、日歯連事件と大久保秘書が起訴された事件を対比してみますとね、大久保秘書が起訴された事件というのは金額的に言うと三〇〇〇万弱ですよ。それも、**西松建設**からもらったのか、あるいはAという企業からもらったのか、それだけです。三〇〇〇万という記載はあるんですよ。で、検察はね、実体は**西松建設**からもらっておるのに、Aっていう企業から貰ったことにした、形の政治資金規正法違反事件にしたんですよ。これ起訴に失敗しとるんですよ、あと訴因変更してますからね、失敗してるんです。一方、日歯連事件はね、小切手一億の「裏」の事件ですよ、裏金です

よ。一億円の記載はないですよ、報告書には何も。こちらは三〇〇〇万、「表」のカネ、逮捕されている。こちらは「裏」のカネ、高級料亭でおった三人-橋本、青木、野中-、不問に付してね。違いおわかりでしょう？ まあ例の元特捜部長の大坪弘道が言っていますね、「検察はやろうと思えば、何でも出来る」と。そうでしょうねえ。裏金問題でもそうじゃないですか。内部では公知の事実ですよ。それを嫌疑ナシにしたんですよ、真っ白にしました。何でも出来る、そういう思い上がりがある。だから彼らは、ああいう虚構のストーリーを作ってね。特捜部長が作るんですよ、主任じゃないですよ。まあ自業自得と言えば自業自得ですよ。

また話変わりますけどね、水戸地検の**糸原**という検事正、当時ですよ。水戸地検の検事正がスナックで酔っ払って、そこにいたNHKの女性記者とかね、店のママとか、次席検事とか殴ったり蹴ったりしたんですよ。客が一〇人位いました。二時間ばかり営業が出来ない。暴行傷害、威力業務妨害ですよ。そういう事件があったのに、実況見分までしない。ひた隠しにしましたね。それがバレンタインデーだった二月一四日です、去年、一昨年かな。もちろんNHKは知ってますよ、被害者ですから、女性記者は。地元の新聞社も知ってますよ。地元の新聞社がね、その後、週刊新潮にこのネタを売り付けたんですよ。自分んところは、よう書かずにね、よう報道しない。週刊新潮はね、記事にしましたよ。そこで初めてこの事件が公になったんです。私もそれまで知らなかった。その後ね、私とあと二人ぐらいがね、スナック行って話聞きましたよ。間違いないですよ。そこでね、刑事告発したんですよ、水戸地検の検事正をね。そしたら何と不起訴処分。普通の一般人がスナック行って大暴れしてケガ負わせて営業妨害すれば、その場で現行犯逮捕ですよ。そういうことやるんです。

まあ検察の悪口ばかり話しましたけども、まあ、そういう面があるということ承知してもらわないとね。まあ袴田事件もね、その中の一つの事件なんですよ。どうしてもね、私はね、袴田さんには再審無罪になって、この世に出てきてもらいたいと切に望んどるんです。というのはね、私いろいろ記録を読んで、そしてこの事件の推移を見てみるとね、確信的に無罪だという心証を持ちましたよ。だからどこ

へ行っても話をするの、私は。この間、東日本の労働組合の集会があったときにも話しましたよ。ちょうど、袴田さんの家族の方が来ておりましたけどね。まあ袴田さんを支援する組織、そこだけに小さく固まらずにいろいろな団体と連携して、大きな声を上げていこうじゃないですかね。あと質疑応答に移りますけども、どんなことでもいいです。二九年、検察の中にいましたんで、知っておることは何でも話しますよ。